



ありんこ便り

由木かたくりの会の家族会「ありの会」会報

2023 年
3月17日発行
通巻第 48 号

「ありの会」へのご意見・ご要望は 〒192-0355 八王子市堀之内1236-8 社会福祉法人由木かたくりの会 会報「ありんこポスト」までに郵送するか、「ありんこポスト」に直接投函して下さい。Eメールで送る場合のアドレスは《 arinko_renraku@yahoo.co.jp 》へ。ホームページは《 <http://arinkorenraku.g2.xrea.com/> 》です。

ご挨拶と職員さまへのお礼

新型コロナウイルスが日本で確認されて3年が経ちました。今まで当たり前と思っていた行事やイベントが行えないまま3年が過ぎてしまいました。フェスタが近くなると「今年の行事どうするのだろう？」と話題に上がっていました。行事が行えず、皆様にお会いできない3年はとても長く感じました。

ですが、その間かたくりの職員さんはかたくりとご自身のご家族や近い方を守ってくださいました。本当にありがとうございます。また、保護者も改めて「かたくり」という場所のありがたさを痛感しました。「かたくり」が開所しているから自分たちの生活が成り立つ。そのことを実感した日々でした。

本当に感謝の言葉だけでは言い尽くせません。直接お礼が言える日が近い事を願っています。



本年度のありの会を振り返って

新型コロナウイルスの第7波の頃は役員会も開催できない状況でした。集まりたくても集まれないというのは、もどかしくて何とも言えない気持ちになりました。ですが、だからこそ見えてきたものもありました。役員会の開催も集まるだけでなく、メール、LINE チャット、電話を使えば集まなくても連絡はとれる事を確認しました。もちろん「電波の状況が悪い」「携帯などの端末が熱くなってしまって途中で途切れた」なんていう失敗もありました。ですがコロナだったからこそ出てきた発想でした。今後の活動の方法に少しずつこれらを取り入れてもいいのではないかと考えました。

もちろん、本来は顔を合わせてお互いの意見を聞き入れていくのが良いとは思いますが、ご家族の形も様々です。お仕事をしながらはハードルが高い！ 他の家族の介護もある！ と事情は様々あると思います。そこで「行事ができない今なら役員の働き方改革」ができると発想の転換をしました。「法人も10年以上経ち、かたくり設立当

初と事情が変わってきたこともあり、少し役員の仕事を見直して、皆様の役員会に対するハードルを下げたい」と考えました。

詳細は役員公募のお手紙に書かせて頂きました通りです。今までは、ありの会で役員が行っていた会報やお知らせの配布等を、利用者さんへお願いしてお仕事として、賃金をお支払いする事で委託しました。利用者さんの仕事が早くて、皆様の集中力には驚きました。これも職員さんが利用者さんがどの様な方法が一番作業をしやすいかを把握されているからだと改めて感じました。なので、基本的に役員が集まるのは、役員会開催時のみということで役員の時間拘束を減らしました。

どの様な with コロナの生活になるのかという少しの不安を抱えながらも、来年度は行事がなにかできればと思い、春の気配を感じてウキウキしてくる期待で新しい年度を迎えたいですね。行事に関しては法人と足並み揃えて進めたいと思いますのでご理解いただきますようよろしくお願い致します。



2月16日小山内裏公園の桜

☆ 頂いた意見に対するお答え

本年度の総会で書面決議の返信に頂いた皆様からのご意見を反映できる機会が作れず申し訳ないなと感じていました。「何か安全に集まれる方法はないか…」と考えていましたが叶わないままになってしまいました。そこで、今回いただいたご意見を元に情報を書かせて頂きました。ご参考にして頂ければ幸いです。

● 法定代理人(成年後見人)についての紹介、情報

後見人制度について興味のある方が多く、どのようにわかりやすく情報提供できるか考えました。実際に講師の方に話を聞くのが一番わかりやすいと思いながらも様々な専門家がいらっしゃいます。逆に言うところ「どの誰に聞けばいいのか？」という部分がわかれば大きな1歩になるのではと思いました。講師の方の話を聞くのも良いですが、もっと手軽に相談できる場所を…と思い、一部行政の相談先、取り組みをご紹介します。

・八王子市:社会福祉協議会 電話番号 042-620-7365

ホームページに学習会の開催の案内が掲載されています。人気の講座なようで現在は応募締め切りをされています。こまめにチェックしておくと言約が取れると思います。

・多摩市:権利擁護センター 電話番号 042-373-5677

学習会も開催されていますが現在案内はありません。ですが、成年後見制度利用支援事業というものがあり、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家と連携して、成年後見制度についての相談や、申立手続きのアドバイス、後見人候補者の紹介等を行っています。

・日野市:権利擁護センター日野 電話番号 042-594-7646

市民の皆様が安心して生活を送っていただくために、福祉に関するご相談や成年後見制度の説明・お手続きに関する支援をします。

いずれも市民の方でしたら無料で相談いただけます。学習会の開催はいずれのものも不定期なようです。なので、個

別に電話で問い合わせると「成年後見制度」について、具体的に何を、どうすればよいか教えて頂けます。また、市によっては電話予約で後見制度のアドバイスを頂けます。誰に相談したらよいかわからない…とう事でしたら、まずはお住いの市区町村の社会福祉協議会へご相談してみてください。社会福祉協議会の連絡先がわからない場合は、ご利用中の「障害福祉課」に相談してみてください。教えて頂けます。

インターネットで「成年後見人」と調べると「家庭裁判所」「法務省民事局」等、できれば避けたいようなお役所の名前がでてきます。最初はここは飛ばして、お住いの社会福祉協議会へご相談してみてください。講座に参加して話を聞くのもよいですが、そこで自分が欲しかった情報が必ず手に入るか…という講師の先生によって内容はだいぶ変わってきます。

後見人制度を利用する際、後見人は1人だけとは決まっていません。「複数後見人」というものがあり、2名で成年後見人になることもできます。1人では不安だったり、ご親族が複数で関わるという事もできます。(複数後見の場合も必要な書類は同じですが、後見人候補者それぞれの書類が必要になります。)一度、利用者さまに合うのはどれだろうと考えて、ご家族で話してみてください。話して頂かない事には、他の家族にも考えは伝わりません。

NHKの「バリバラ」(Eテレ 毎週金曜 夜10時30分～)という番組でも、障害者についてリアルな現状を放送しています。難しいところから考えず、まずは身近なところから情報を得て、相談していくという方がハードルは低いと思います。また先日のNHK「クローズアップ現代」では2022年9月に国連から日本の成年後見制度は「障害者の意思決定権を奪う差別的な制度だ」として廃止の勧告を受けたことが取り上げられていました。

【障害者権利条約 国連勧告で問われる日本の障害者施策 ⇒ <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/723/>、親のお金をどう守る 認知症600万人の資産管理 ⇒ <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4724/>】

● グループホームに入るきっかけ

これからグループホームの利用を考えているご家族の方へ、先輩からのメッセージです。ぜひ、入居前に参考にしてみてください。

息子26歳 22歳からGH利用開始した。

最初のGHは職員不足による規模縮小となり退所。現在別法人のGHに入所している。

GH利用開始の最も大きい理由は、通所、ホーム、相談支援等、早い段階から多くの人の目で息子を見て頂き、生活が安定することが大切と考えたからです。準備としては計画相談を利用して意思を伝えておくことと、ショートステイを定期的に利用することをやりました。

入所年齢28才

きっかけは、一人息子で、両親の、高齢化です。又周りにも、GHを、利用する方が出始め、本人成りに、違う世界が、あることを感じていたようです。ショートステイの体験や、コロナ前でしたので、GHの、見学もしました。何となくでも本人の、気持ちの、確認も、必要だと思います

息子は現在24歳で、19歳からGHの利用を開始いたしました。

きっかけは、友人からご紹介いただき、ショートステイをしていた事業者の方から、声をかけられたことです。入居を決めた大きな理由は、職員の皆さんがとても明るく朗らかで、子供の状況に応じて、柔軟に対応していただけるので、安心して預けることができると考えたからです。自宅にいた時は、気持ちが不安定になることが多かったのですが、おかげさまで、GHでは落ち着いて毎日穏やかに生活しています。

作業所とグループホームだけの生活ではなく同じ年頃の人達が楽しんでいるであろう生活を体験させたいので、毎週ヘルパーさんとお出かけするのを楽しんで家にかえる生活をしていることかしら !?

グループホームに入る前にショートステイで体験させるのをオススメします。本人も家族も馴れるためにグループホームも初めは一泊から二泊 3 日ぐらい毎月少しずつ 3 年位やりました後はグループホームのメンバーとの関係が上手く行くかですね！ 友達が一緒だと良いですね

入居年齢 25 歳。最初の GH は本人の気持ちをあまり考えず、家族の事情で GH を利用してしまい、結局、本人の退去の意思が強く退所しました。その後は、別の GH へ入居しています。

ショートステイの利用で「家の外に泊まる」という事に慣れさせていきました。GH もいきなり平日フルの利用ではなく、GH のスタッフさんと相談して日数を徐々に増やしていきました。家族も本人も心に余裕があるときに GH の入居を進める方がお互い、どこを改善すればよいか考えることができました。本人の意思、周りとの相性が大事だと思います。

娘は現在 47 歳。8 年前から GH 利用を始めました。

ありの会の GH 見学会やお泊り体験などいろいろしました。漠然とした将来不安のなかどうするかを決めかねてズルズル時間が過ぎていました。堀之内に GH が開設され、家から近くもなく遠くもなく本人も地理的に良く知っているなどで良い条件と思いました。それでも決めかね、「もし何かがあってからだを待った無しで行けるところへ行くしかなくなるのに」と悩んでいた時に最後に背中を押したのはたまたまそばにいた方の「いった方がいいよ！」の一言。何の根拠もないのですがス〜ッと心が決まりました。

いざ GH に入ったら、本人は新しい世界が開かれたのか生き生きとしてどんどん変わって行きとても驚きです。すっかり GH の子になってしまったと少しさみしい思いもしました。でも近頃は休日で帰宅して、月曜日から GH だとなるとぐずり出し困っています。GH に行ったら行ったで楽しそうにしているので何が何だか ???



1 月 28 日～2 月 5 日
長池自然館で開かれた
かたくり利用者さんの

「冬の小さな作品展」

10 年勤続のお祝い

利用者様、ご家族の皆様おめでとうございます。それぞれの方が節目の年を迎え感慨深い事と思います。10年勤続の方には、4月初めに記念品をお渡し出来るよう進めております。(お名前が洩れている方がいらっしゃいましたらありの会までご連絡下さい)

K J さん (かたくりの家 生活介護)

法人より表彰状、ありの会よりぷらさ作成の記念クッキー、クオカード 3,000 円を贈呈させていただきます。

～～ オマケ：中村のつばやき ～～

今回、グループホームの先輩からのアドバイスをみていて皆様、さまざまな思い、考えの中利用をはじめたんだと思いました。ここで、皆様が避けられた入居後のお金の事を少し…。

グループホームの利用で、ショートステイとは違う大きな金額の支払いが毎月発生します。なので、入居を考えている方は、入居後にかかる金額を考える事も大切だと思います。また、成年後見人の仕事にも後々繋がってくるのですが、グループホームの利用料金を本人の支出からすることは、「利用者本人の支出」なので OK です。

後見人になると「初回報告」というものを行う際に「年間収支予定表」の提出を求められます。そこにグループホームに係るおおまかな金額を記入して支出として提出します。この支出の部分が全体を通してマイナスになると裁判所から指摘がきます。マイナスになると借金になってしまいますのでこの収支に関しては結構厳しいです。そこで、見直して頂きたいものが「障害者年金」です。障害者年金は利用者さんの頂いているものなのでここからグループホームの利用料金をお支払いできます。今の年金で利用者さんの生活を回していく事は可能か…少し、面倒な（細かな）作業ではありますが一度、計算してみてください。なんとなく、利用者さんの将来設計もみえてきます。相談支援などでグループホームの利用料金もおおまかな金額を教えて頂くことは可能かと思います。グループホームがゴールではないので、お金の生活設計も頭の片隅にいられていただければと思います。



昨年 12 月のかたくりガーデンの様子です。

老朽化した通路の柵がきれいに修理され、通り道も整備されています。

まだ、修復途中ですが、皆さんが通る部分も幅を大きくとったので2人並んでも大丈夫です。